

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審										控訴審				上告審							
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
東京	法人税		国(神奈川県税務署長)	係属	英領バミューダ諸島に所在する原告の特定外国子会社等の収入保険料のうち、メキシコ合衆国に所在する原告と特殊の関係のある法人が現地の保険会社との間で締結した生命保険を元受保険とする再保険契約に係る収入は、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に該当し、非関連者基準を満たすか否か。	29/3	3	小西松務官 山元実査官	東京地方2		R2.3.4	R4.1.20	棄却	東京高裁15		R4.2.4	相手側	R4.9.14	全部敗訴	最高一小		R4.9.28	国側			
東京	相続税		国(川崎北税務署長)	完結	相続財産である土地の価額(相続税法22条に規定する時価)を旧評価通達24-4(広大地の評価)の定めにより評価すべきか否か	27	1	北村主任松務官 小林実査官	東京地方38		R2.5.1	R4.5.17	棄却	東京高裁10		R4.5.26	相手側	R4.11.24	棄却	最高一小		R4.12.6	相手側	R5.5.25	不受理	
東京	所得税		国(雪谷税務署長)	係属	相手側の外国法人に対する貸付金を債権放棄したことにより生じた損失の金額は、雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否か。	26	1	伊藤主任松務官 佐藤実査官	東京地方2		R2.5.26	R4.7.14	棄却	東京高等20		R4.7.27	相手側	R5.4.19	棄却	東京高等20		R5.5.2	相手側			
東京	消費税		国(新宿税務署長)	未確定	・本件各譲渡に、消費税8条1項(輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税)の規定が適用されるか否か。 ・本件各仕入に係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。	26/11~ 30/1	2	小崎松務官 阿部実査官	東京地方38		R2.5.28	R4.1.21	棄却	東京高等9		R4.2.7	相手側	R5.1.25	棄却							
東京	法人税		国(豊島税務署長)	係属	マレーシアの連邦領ラバン島に所在する原告の外国関係会社において計上されている保険準備積立額のうち賠償責任保険に係る準備積立額は、租税特別措置法施行令39条の14第2項1号ニに規定する「異常危険準備積立に類する準備金」に該当し、租税負担割合が100分の20未満となつて外国子会社合算税制が適用されるか否か。	29/3	2	小西松務官 山元主査	東京地方38		R2.6.11	R5.1.27	棄却	東京高裁17		R5.2.10	相手側									
大阪	所得税(譲渡)		国(上京税務署長)	完結	本件既払掛金が、財産評価通達185における「一株当たりの純資産価額」を算定するに当たり、「課税時期における各負債」に該当するか否か。	27	2	成光松務官 松谷総括 角田専門官 中西実査官	東京地方38		R2.6.11	R5.4.21	棄却													
関信	その他間接諸税		国(新潟税務署長)	係属	・本件契約書の課否判定(印紙税)	26.9 ~ 29.8	1	須藤松務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方3		R2.7.22	R5.3.8	一部敗訴	東京高等22		R5.3.22	双方									
東京	所得税		国(大月税務署長)	係属	(1) 本件各車両は、所得税法38条2項に規定する「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するか否か。 (2) 本件が替差益に係る所得は、所得税法33条1項に規定する「資産の譲渡による所得」に該当するか否か。 (3) 本件が替差益に係る米ドルの取得費等について、どのような計算方法を用いるべきか(総平均法と総平均法に準ずる方法(移動平均法)のどちらを用いるべきか)。	27~29	1	田名後松務官 佐藤実査官	東京地方51		R2.8.21	R5.3.9	却下棄却	東京高等21		R5.3.17	相手側									
東京	国賠		国	係属	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。(本人訴訟)	-	1	田名後松務官 山代実査官	東京地方15		R2.9.8	R4.7.22	棄却	東京高等16		R4.7.26	相手側	R5.4.27	棄却	東京高等16		R5.5.8	相手側			
熊本	法人税		国(鹿児島税務署長)	係属	・非収益事業から生じた利子・配当等所得に課した源泉所得税の還付をしないことの違法性 ・公益法人制度改革関連3法制定に伴う税制上の法改正の違憲性の有無 ・金銭貸付業(収益事業)に該当するか否か	28.4~ 29.3	1	福田松務官 鈴木実査官	東京地方3		R2.9.11	R4.11.18	棄却	東京高等4		R4.11.30	相手側	R5.4.27	棄却							
名古屋	法人税		国(岐阜北税務署長)	係属	本件機械装置の取得時期はいつか。	28/5	3	服部松務官 鈴木主査	東京地方2		R2.9.16	R5.3.9	棄却	東京高等14		R5.3.23	相手側									
名古屋	消費税		国(岐阜北税務署長)	係属	本件機械装置の取得時期はいつか。	28/5・ 29/5	3	服部松務官 鈴木主査	東京地方2		R2.9.16	R5.3.9	棄却	東京高等14		R5.3.23	相手側									
東京	法人税		国(江東西税務署長)	係属	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	25/3 ~ 28/3	3	茅野松務官 浅野実査官	東京地方2		R2.9.18															
関信	消費税		国(川口税務署長)	完結	住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみを要するもの」又は「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	26.2 ~ 30.2	3	須藤松務官 宮坂専門官 岡崎実査官	東京地方3		R2.10.7	R4.10.26	棄却	東京高等20		R4.11.8	相手側	R5.3.31	取下げ							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審			控訴審			上告審												
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
大阪	所得税		国(宇治税務署長事務承継者伏見税務署長)	係属	・ 本件配当所得は所得税法9条1項16号の規定により非課税となるか否か ・ 譲渡した資産が複数ある場合における租税特別措置法39条8項で定める「譲渡した資産ごとに計算する方法」とは、具体的にどのような資産ごとに行う計算方法か。 ・ 平成29年分更正処分における措置法39条1項の計算に係る理由付記に不備があるか否か ・ 相続人間で遺産分割をしていない相続財産を財産債務調書に記載する必要があるか否か	28 29	1	梶本訟務官 市原実査官	大阪地方2		R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6		相手側							
名古屋	贈与税		国(沼津税務署長)	係属	本件各金員は、本件関係人が原告に対して贈与したものか否か。 本件関係人は、相続税法21条の3第1項2号に規定する「扶養義務者」に該当するか否か。	24~29	2	三島訟務官 長谷川専門官 星野実査官	静岡地方2		R2.10.15														
大阪	法人税		国(東山税務署長)	係属	本件役員給与とは、不相当に高額な部分として損金不算入となる金額があるか否か	25/9~ 28/9 28/12	1	福田訟務官 井上実査官	東京地方2		R2.11.30	R5.3.23	棄却	東京高等24		R5.4.4		相手側							
広島	所得税		国(岡山東税務署長)	完結	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か (本人訴訟)	29	1	水田主任訟務官 村岡訟務官 和久里専門官 高橋実査官	岡山地方2		R2.12.19	R4.2.9	棄却	広島高等岡山支部		R4.3.1	R4.12.22	相手側	棄却	最高一小		R5.1.9	相手側	R5.5.10	棄却
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差損益は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手側が上記の為替差損益を所得として申告しなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分等の理由の提示に不備があるか否か。	26.27	2	大坪訟務官 森西実査官	東京地方3		R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26	R5.5.24	相手側	棄却	東京高等20		R5.6.16	相手側		
熊本	国賠		国	完結	被告に違法な立法行為及び不作為があったとして、被告は国家賠償請求権及び不当利得返還請求権に基づく賠償責任を負うか。 請求金額 4億7284万6990円 仮執行宣言 無	26.4~ 02.3	1	福田訟務官 嶋野主査	東京地方23		R2.12.28	R4.4.12	棄却	東京高等19		R4.4.25	R4.11.29	相手側	棄却	最高二小		R4.12.9	相手側	R5.5.19	棄却・不受理
東京	所得税		国(京橋税務署長)	完結	国際司法裁判所に勤務したことにより相手側が受給する退職年金は、非課税所得に該当するか否か。	26~30	1	落合訟務官 平戸専門官	東京地方51		R2.12.29	R5.3.16	棄却												
東京	所得税		国(小石川税務署長)	完結	外国子会社合算税制における租税特別措置法施行令25条の21第2項2号イ規定の「請求権に基づき受け取ることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合」の意義について	28~30	2	笹田訟務官 峯川主査	東京地方38		R3.1.20	R5.3.14	棄却												
東京	所得税		国(小石川税務署長)	完結	外国子会社合算税制における租税特別措置法施行令25条の21第2項2号イ規定の「請求権に基づき受け取ることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合」の意義について	28~30	2	笹田訟務官 峯川主査	東京地方38		R3.1.20	R5.3.14	棄却												
仙台	相続税		国(仙台北税務署長)	係属	評価通達6項により同族会社の株式を評価したことが適法か否か。	26	1	小山内主任訟務官 音道訟務官 佐藤実査官	東京地方51		R3.1.26														
関信	消費税		国(新潟税務署長)	未確定	住宅の貸付に係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27.3~ 30.3	1	須藤訟務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方38		R3.2.16	R5.8.29	棄却												
関信	消費税		国(桐生税務署長)	係属	原告が行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令45条3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当するか否か。	28/3~ 31/3	3	加藤訟務官 角木主査 齋藤実査官	東京地方51		R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24		R5.6.8		相手側							
東京	所得税		国(目黒税務署長)	未確定	(1) 原告が発行会社から与えられた株式を取得する権利(本件権利)の付与は、所得税法施行令84条5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」(有利な金額で株式を取得する場合)に該当するか否か。 (2) 仮に本件権利の付与が有利な金額で株式を取得する場合に該当する場合、本件権利の行使による経済的利益の価額は幾らか(当該経済的利益の価額を計算する際の株式の価額(株式の時価)は幾らか)。	25	2	八重櫻訟務官 淵専門官	東京地方3		R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3	R5.8.2	相手側	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審										上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
高松	消費税	国(丸亀税務署長)	保属	本人訴訟 原告が行った営業型太陽光発電設備2件の設計、設置及びそれに付随する業務の契約に係る課税仕入れの時期はいつか。	31/3	1	宇野松務官 陶山専門官	高松地方		R3.4.6	R4.6.9	棄却	高松高裁2		R4.6.20	相手側	R4.12.15	棄却	最高一小		R4.12.27	相手側	R5.5.10	不受理		
東京	法人税	国(神田税務署長)	保属	本件における各更正請求は、国税通則法23条第1項第1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	26/7 ~ 30/7	1	小崎松務官 阿部実査官	東京地方51		R3.4.14	R5.2.21	棄却	東京高裁7		R5.3.6	相手側										
仙台	法人税	国(仙台北税務署長事務承継者仙台中税務署長)	保属	消費税 外注費の過大計上、横領損失計上漏れ及び損害賠償請求権計上漏れに対する更正処分及び重加算税賦課の適否	24/9~ 29/9	1	林松務官 山内松務官 佐藤実査官	仙台地方2		R3.4.19																
東京	法人税	国(新宿税務署長)	保属	処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	24/3 ~ 26/3	3	木下松務官 海老澤主査	東京地方51		R3.4.28																
東京	法人税	国(東京上野税務署長)	保属	法人税法81条の9第2項の規定に基づき、被合併法人の同法57条2項に規定する未処理欠損金を原告の連結欠損金額とみなし、同法81条の9第1項の規定を適用して当該連結欠損金額に相当する金額を損金の額に算入したことは、同法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか。	29/3	3	小崎松務官 吉留専門官	東京地方3		R3.4.30																
大阪	所得税	国(西宮税務署長事務承継者芦屋税務署長)	保属	司法修習生が最高裁判所から支給を受けた基本給付金は所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金に該当して非課税所得となるか	30	1	小谷松務官 荒木実査官	大阪地方7		R3.5.11	R4.12.22	棄却	大阪高等7		R4.12.26	相手側	R5.7.26	棄却	大阪高等7		R5.8.4	相手側				
広島	法人税	国(廿日市税務署長)	未確定	地上権設定契約に基づく権利金5億円を所得金額に計上すべきか否か 権利金を計上しなかったことは、原告の隠蔽と評価すべき行為に該当するか否か	30/3	2	村岡松務官 高橋実査官	広島地方2		R3.5.31	R5.7.31	棄却														
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	保属	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	25	1	橋本松務官 尾野実査官	熊本地方2		R3.6.2																
東京	消費税	国(本所税務署長)	保属	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れ)に係る消費税額の控除の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/4 ~ 30/4	1	高橋松務官 竹本実査官	東京地方3		R3.6.8																
東京	法人税	国(横須賀税務署長)	保属	1 相手側の役員が負った第三者に対する損害賠償金等は、本件各事業年度の法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されるか否か。 2 上記損害賠償金に係る訴訟費用(弁護士費用)は、本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入されるか否か。 3 上記損害賠償金等について、相手側に源泉徴収義務があるか否か。(消費税)	26/9、 28/9	1	笹田松務官 鈴木実査官	横浜地方1		R3.6.9																
福岡	法人税	国(行橋税務署長)	保属	青色申告承認取消処分の適法性(2期連続期限後申告となったことに納税者の責めに帰すべき事由があるか否か)	1/6	1	松隈松務官 菊元実査官	福岡地方1		R3.6.25	R4.12.14	棄却	福岡高等4		R4.12.20	相手側	R5.6.30	棄却	福岡高等4		R5.7.11	相手側				
東京	消費税	国(芝税務署長)	未確定	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れ)に係る消費税額の控除の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/3~ 31/3	3	高橋松務官 竹本実査官	東京地方51		R3.6.25	R5.8.22	却下棄却														
東京	所得税(源泉)	国(川崎南税務署長)	完結	相手側が非居住者等に支払った旅費等に相当する額は、国内源泉所得に該当し、その支払につき相手側に所得税法212条1項に規定する源泉徴収義務があるか否か。	27/2.7.1 0.11、 28/1~ 3.8.12、 29/6.9.1 2、 30/1.2.4、 6.7.9.10	1	木村主任松務官 松永実査官	東京地方3		R3.7.7	R4.9.14	棄却	東京高裁23		R4.9.29	相手側	R5.4.26	棄却								

